

厚生労働省 2019 年 3 月発行の「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」にて、労働安全衛生規則で定められた検査項目(法定項目)以外の健康情報等を事業者が取り扱う際の規定が定められております。そのため、当院では受診者本人から同意を得られていない場合は、法定項目のみ記載された健診結果票の会社控えを事業者にて送付させていただきます。

法定外項目も含めてすべての項目が記載された健診結果票の会社控えが必要な場合は、受診者より同意を得ていただく必要があります。詳細は下記をご確認ください。

1. 健康情報等の情報の分類

健康情報の分類	例	本人同意の取得等
①労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされている健康情報	健康診断の受診・未受診の情報等	取り扱う目的および取扱方法等について、労働者に周知した上で収集する。
②労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能である健康情報	健康診断の結果（法定の項目等）	取り扱う目的及び取扱い方法等について、労働者に周知した上で収集する。また、収集時に労働者の十分な理解を得ることが望ましい。
③労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規制されていない健康情報	健康診断の結果（法定外項目）等 ・胃部 X 線検査(胃がん検診) ・便潜血検査(大腸がん検診)等	個人情報保護法に基づき、労働者本人の同意を得なければならない。

2. 法定外項目の取扱いについて

●事業者が実施する健康診断には、健康診断等の目的で法定外の項目(がん検診等)に関する検査も実施する場合があります。法定項目に関しては法令に基づいて把握するものであるため、収集に際しては労働者の同意を得ずに収集することはできますが、法定外項目を収集する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等の個情法に定められた例外を除き、利用目的や取扱方法を明示した上で、適切な方法により労働者の同意を得る必要があります。

●労働者が自ら受けた健康診断の結果を事業者に提供する場合、法定外の項目が含まれていることがあります。労働者に対しては、事前に、事業者が必要とする項目を明示し、それ以外の項目の提出は不要であることを伝えるなどの対応が求められます。

【本人の同意を得ている事例】

- 1) 本人から同意をする旨の口頭による意思表示
 - 2) 本人から同意する旨の書面(電磁的記録を含む)の受領
 - 3) 本人からの同意する旨のメールの受診
 - 3) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 等

■同意書サンプル■[はこちら](#)

※「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」は厚生労働省ホームページより確認できます。